

山口市中小企業融資制度
資金の概要

中小企業経営環境改善対策資金

目的	取引先の倒産、業況の悪化、取引金融機関の経営の相当程度の合理化等により経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる市内中小企業者に必要な資金を融資することにより経営環境の改善を図る。
融資対象	次の要件を満たす中小企業者(会社・個人、NPO法人) 1. 市内に住所及び事業所を有する個人、または、市内に主たる事業所を有する法人 2. 1年以上継続して同一事業を営んでいるもの 3. 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づく特定中小企業者(セーフティネット保証及び危機関連保証の市長の認定を受けたもの) 4. 経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれるもの
融資条件	
資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,500万円
融資期間	10年(据置2年)以内
融資利率	年1.4%
保証料率	年0.8% セーフティネット保証1~4・6号及び危機関連保証(責任共有外) 年0.7% セーフティネット保証5・7・8号(責任共有) ※支払った保証料の全額を補助
保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	原則として徴求しない